

# 福岡県公報

平成27年4月21日  
第3687号

## 目次

### 告示 (第414号 - 第420号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
<b>公 告</b>		
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	4
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	7
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(畜産課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(経営技術支援課)	9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬務課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	11
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	11
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	11
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	12
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	13
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	14
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	15
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	15

### 人事委員会

○口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(人事委員会事務局任用課)	16
<b>雑 報</b>		
○保育士試験の実施	(子育て支援課)	16

## 告 示

### 福岡県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	宗像線 若宮	宗像市曲59番1先から 宗像市宮田二丁目62番1先まで
-----	-----------	--------------------------------

**福岡県告示第415号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 工藤 雅春
- (2) 住所 大野城市つつじヶ丘一丁目14番12号

2 契約の期間の始期

平成27年4月3日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

**福岡県告示第416号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	183	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内 折尾交通安全協会	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内	平成27年4月1日

	会長 大島 忠義		
旧	北九州市八幡西区折尾四丁目3番1号 折尾交通安全協会 会長 大島 忠義		

**福岡県告示第417号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	一般国道	442号	前	八女市黒木町北大淵8477番1先から 八女市黒木町北大淵8504番1先まで	17.3 ～ 46.0	54.5
			後	八女市黒木町北大淵8477番1先から 八女市黒木町北大淵8504番1先まで	37.8 ～ 69.9	54.5

**福岡県告示第418号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	瀬高線 久留米	前	久留米市荒木町荒木889番7先から 久留米市荒木町荒木855番8先まで	7.0 ～ 15.0	240.0
			後	久留米市荒木町荒木925番1先から 久留米市荒木町荒木865番2先まで	7.0 ～ 12.5	240.0

## 福岡県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町荒木925番1先から 久留米市荒木町荒木865番2先まで

## 福岡県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区 間
久留米	甘木朝倉線 田主丸	久留米市田主丸町長柄572番4先から うきは市吉井町鷹取229番1先まで

## 公告

## 公告

三潆南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任監事

氏名	住所
水落 一磨	大川市大字中木室391番地1

## 2 就任理事

氏名	住所
水落 一磨	大川市大字中木室391番地1

## 3 就任監事

氏名	住所
廣松 功	大川市大字下八院100番地1

## 公告

宮崎土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地 1
吉田 錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永 順一	大牟田市大字宮崎1793番地 2
江頭 敬二	大牟田市大字吉野387番地 1
松尾 博	大牟田市大字吉野665番地
猿渡 義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口 敏光	大牟田市大字宮崎143番地 2

## 2 退任監事

氏名	住所
坂口 光昭	大牟田市大字宮崎947番地 1
古賀 猛	大牟田市大字吉野255番地 1

## 3 就任理事

氏名	住所
中川原 隆	大牟田市大字宮崎370番地 1
吉田 錦策	みやま市高田町濃施428番地
徳永 順一	大牟田市大字宮崎1793番地 2
江頭 敬二	大牟田市大字吉野387番地 1
松尾 博	大牟田市大字吉野665番地
猿渡 義達	大牟田市大字宮崎528番地
濱口 敏光	大牟田市大字宮崎143番地 2

## 4 就任監事

氏名	住所
----	----

坂口 光昭	大牟田市大字宮崎947番地 1
古賀 猛	大牟田市大字吉野255番地 1

## 公告

八女市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
田中 吉明	八女市宮野402番地 1
毛利 鉄男	八女市平田480番地

## 2 退任監事

氏名	住所
溝田 豊一	八女市鵜池1054番地

## 3 就任理事

氏名	住所
青木 清八	八女市井延316番地
牛島 康博	八女市津江442番地

## 公告

上城井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
中野 龍一	築上郡築上町大字本庄1270番地1
永尾 信明	築上郡築上町大字本庄1692番地
奥野 豊	築上郡築上町大字本庄1802番地
清水 道信	築上郡築上町大字本庄1648番地1
遠藤 弘人	築上郡築上町大字本庄2061番地1
秋永 春生	築上郡築上町大字本庄333番地2
小野 美壽雄	築上郡築上町大字本庄2049番地
田中 和敏	築上郡築上町大字本庄118番地3
室谷 幸男	築上郡築上町大字櫛原428番地1
中嶋 睦夫	築上郡築上町大字櫛原640番地1
要 正忠	築上郡築上町大字櫛原1342番地
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地1

## 2 退任監事

氏名	住所
前川 長年	築上郡築上町大字本庄1851番地1
中嶋 澄廣	築上郡築上町大字櫛原857番地
進 章人	築上郡築上町大字本庄2097番地4

## 3 就任理事

氏名	住所
中野 龍一	築上郡築上町大字本庄1270番地1
奥野 豊	築上郡築上町大字本庄1802番地
清水 道信	築上郡築上町大字本庄1648番地1
城井 浩敏	築上郡築上町大字本庄2930番地
秋永 春生	築上郡築上町大字本庄333番地2

小野 美壽雄	築上郡築上町大字本庄2049番地
田中 和敏	築上郡築上町大字本庄118番地3
中川 忠男	築上郡築上町大字本庄2164番地1
中嶋 睦夫	築上郡築上町大字櫛原640番地1
室谷 幸男	築上郡築上町大字櫛原428番地1
大嶋 秀利	築上郡築上町大字櫛原1221番地
塚本 利勝	築上郡築上町大字櫛原557番地1

## 4 就任監事

氏名	住所
前川 長年	築上郡築上町大字本庄1851番地1
中嶋 澄廣	築上郡築上町大字櫛原857番地
進 章人	築上郡築上町大字本庄2097番地4

## 公告

椎田土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
西田 紀生	築上郡築上町大字西八田827番地
門田 修身	築上郡築上町大字高塚883番地1
中江 勝利	築上郡築上町大字奈古304番地2
上田 一二三	築上郡築上町大字日奈古103番地2
内藤 慎吾	築上郡築上町大字越路398番地
小森 征夫	築上郡築上町大字日奈古462番地4

正野 秋郎	築上郡築上町大字水原734番地
浅倉 隆雄	築上郡築上町大字岩丸2367番地
木本 逸男	築上郡築上町大字極楽寺639番地
舟川 洋一	築上郡築上町大字椎田815番地4 サン・コーポ椎田2号棟105号
平野 力範	築上郡築上町大字坂本117番地1
信田 靖徳	築上郡築上町大字椎田1173番地2
加未 達雄	築上郡築上町大字宇留津639番地
沼田 紀也	築上郡築上町大字東八田559番地2
原田 保	築上郡築上町大字西八田919番地75
植田 道夫	築上郡築上町大字西八田2339番地1
岡崎 弘	築上郡築上町大字有安132番地
森 茂雄	築上郡築上町大字有安551番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
松崎 泰夫	築上郡築上町大字宇留津981番地1
尾座本 健一	築上郡築上町大字高塚1247番地
松田 倫夫	築上郡築上町大字日奈古463番地1

## 3 就任理事

氏 名	住 所
西田 紀生	築上郡築上町大字西八田827番地
門田 修身	築上郡築上町大字高塚883番地1
中江 勝利	築上郡築上町大字奈古304番地2
上田 一二三	築上郡築上町大字日奈古103番地2
内藤 慎吾	築上郡築上町大字越路398番地
小森 征夫	築上郡築上町大字日奈古462番地4
正野 秋郎	築上郡築上町大字水原734番地

浅倉 隆雄	築上郡築上町大字岩丸2367番地
木本 逸男	築上郡築上町大字極楽寺639番地
舟川 洋一	築上郡築上町大字椎田815番地4 サン・コーポ椎田2号棟105号
平野 力範	築上郡築上町大字坂本117番地1
信田 靖徳	築上郡築上町大字椎田1173番地2
加未 達雄	築上郡築上町大字宇留津639番地
沼田 紀也	築上郡築上町大字東八田559番地2
原田 保	築上郡築上町大字西八田919番地75
植田 道夫	築上郡築上町大字西八田2339番地1
森 茂雄	築上郡築上町大字有安551番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
松崎 泰夫	築上郡築上町大字宇留津981番地1
尾座本 健一	築上郡築上町大字高塚1247番地
松田 倫夫	築上郡築上町大字日奈古463番地1

## 公告

筑後北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

## 退任理事

氏 名	住 所
辻 正孝	筑後市大字久富1667番地

## 公告

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
樺島 正彦	大川市大字道海島668番地
吉田 正隆	大川市大字道海島558番地
白濱 隆	大川市大字道海島448番地
池松 英	大川市大字道海島189番地
諸富 信	大川市大字道海島501番地 1

## 2 退任監事

氏名	住所
海田 和博	大川市大字道海島499番地
樺島 春幸	大川市大字道海島746番地

## 3 就任理事

氏名	住所
樺島 正彦	大川市大字道海島668番地
吉田 正隆	大川市大字道海島558番地
白濱 隆	大川市大字道海島448番地
川野 敏則	大川市大字道海島494番地 1
徳永 辰博	大川市大字道海島404番地

## 4 就任監事

氏名	住所
----	----

海田 和博	大川市大字道海島499番地
樺島 春幸	大川市大字道海島746番地

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年4月8日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市田主丸町地徳・竹野・中尾の各一部（竹野地区）	換地計画書の写し	平成27年4月21日から 平成27年5月25日まで	久留米市役所

## 公告

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
古賀 常利	朝倉市三奈木2200番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
井本 勝彦	朝倉市屋永2896番地
松尾 正	朝倉市小田1577番地
長野 徹	朝倉市片延90番地

堀尾 喜孝	朝倉市甘水1193番地
北原 清光	朝倉市甘木616番地 1
矢野 武徳	朝倉市牛木211番地
安岡 勝喜	朝倉市石成530番地
池田 篤視	朝倉郡筑前町栗田1667番地 5
竹永 忠夫	朝倉郡筑前町高上63番地 3
久保山 保之	朝倉郡筑前町久光257番地
倉掛 喜智	朝倉郡筑前町曾根田1784番地
岡部 貢	朝倉郡筑前町四三嶋1679番地
行徳 經人	小郡市山隈391番80
福永 努	小郡市干潟1492番地22
白石 定雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
黒木 徳勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地 3

## 2 退任監事

氏 名	住 所
上村 清毅	朝倉市三奈木4736番地 2
床嶋 安光	朝倉市草水248番地
久保山 敏治	朝倉郡筑前町下高場568番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
古賀 勝利	朝倉市三奈木2203番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
井本 勝彦	朝倉市屋永2896番地
小島 美盛	朝倉市小田1727番地 1
長野 徹	朝倉市片延90番地
久保 正起	朝倉市隈江454番地

北原 清光	朝倉市甘木616番地 1
大場 吉男	朝倉市馬田1566番地
矢山 貢	朝倉郡筑前町栗田1653番地
北原 康徳	朝倉郡筑前町久光342番地
川波 邦臣	朝倉郡筑前町高田2263番地
岡部 貢	朝倉郡筑前町四三嶋1679番地
平嶋 正美	朝倉郡筑前町長者町56番地 1
行徳 經人	小郡市山隈391番地80
福永 努	小郡市干潟1492番地22
黒木 徳勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地 3
白石 定雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
江藤 輝夫	朝倉市大庭1642番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
篠原 秀文	朝倉市三奈木32番地
野村 良和	朝倉市中島田456番地 5
丸林 博昭	三井郡大刀洗町大字三川1399番地 1

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に規定する、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の違約金の率が改定されることに伴い、必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年4月21日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
北野町鳥巢高良土地改良区	平成27年4月9日

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県動物用医薬品等取締規則施行細則（平成27年福岡県規則第27号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）等の制定により、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）が改正されたことに伴い、必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規

定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年4月21日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

うきは市吉井町生葉字大碓2285番1

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

うきは市吉井町清瀬314番地1

有限会社 ゴンドー商事

取締役 権藤 良邦

### 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県肥料取締法施行細則（昭和60年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部経営技術支援課に備え置きます。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

農林水産省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた告示と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年4月21日

**公告**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 意見募集期間

平成27年4月21日から平成27年5月20日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成27年4月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人オーバークム

## (2) 代表者の氏名

芳中 敬吾

## (3) 主たる事務所の所在地

飯塚市南尾337番地9

## (4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、障害者及び高齢者や子供達に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成27年4月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人実りや

## (2) 代表者の氏名

中野 美紀

## (3) 主たる事務所の所在地

久留米市国分町172番地3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域のさまざまな障害を持つ人々及びその家族に対して、社会参加と自立のために、相談事業や講座、学習会等による支援事業を実施すると共に、誰もが生まれ持つ素晴らしい力を活かせるような生活の場づくりや教育活動等を通し

て、安心した生活環境をもつ社会の形成に寄与することを目的とする。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月31日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社匠	福岡市東区原田4-7-30	森 匠	平成23年10月14日 福岡県知事許可（般-23） 第106138号

3 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社匠の代表取締役は、詐欺罪により平成26年11月4日に福岡地方裁判所から懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同月19日にその刑が確定しており、建設業法第8条第7号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月31日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社横地組	田川郡川崎町大字安真木2575	横地 太司	平成23年6月23日 福岡県知事許可（般-23） 第38015号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年4月14日から平成28年4月13日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社横地組の代表取締役は、田川郡川崎町発注の「平成24年度農村総合整備事業八幡井堰水路橋改修本体工事」の指名競争入札において、他の入札参加業者らと共に談合の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月31日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社新栄建設	田川郡川崎町大字川崎1	中村 康仁	平成26年12月7日 福岡県知事許可（般-26） 第93305号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年4月14日から平成28年4月13日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社新栄建設の取締役は、田川郡川崎町発注の「平成24年度農村総合整備事業

八幡井堰水路橋改修本体工事」及び「平成25年度過疎対策事業上真崎当時迫線整備工事（2工区）」の指名競争入札において、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月31日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社林栄工務店	田川郡川崎町大字川崎2266-2	西本 信男	平成25年5月30日 福岡県知事許可（般-25） 第102861号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金

等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成27年4月14日から平成28年4月13日までの1年間

4 処分の原因となった事実

株式会社林栄工務店の代表取締役は、田川郡川崎町発注の「平成25年度過疎対策事業上真崎当時迫線整備工事(2工区)」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

**公告**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社中江建設	田川郡川崎町大字田原146-1	岡田 弘子	平成24年8月24日 福岡県知事許可(般-24) 第68205号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法

人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

平成27年3月26日から平成27年7月23日までの120日間

4 処分の原因となった事実

有限会社中江建設の取締役は、田川郡川崎町発注の「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

**公告**

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

上條土建	田川郡川崎町大字川崎 4126-1	上條 公男	平成23年3月23日 福岡県知事許可（般-22） 第105738号
------	----------------------	-------	---

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年3月26日から平成28年3月25日までの1年間

4 処分の原因となった事実

上條土建の代表者は、田川郡川崎町発注の「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成27年3月12日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
中村総合建設	田川郡川崎町大字田原 1544	中村 恭一	平成24年10月4日 福岡県知事許可（般-24） 第106750号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年3月26日から平成27年5月24日までの60日間

4 処分の原因となった事実

中村総合建設の代表者（当時は従業員）は、田川郡川崎町発注の「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」の指名競争入札において、中村総合建設の従業員として、他の入札参加者らと共謀の上、談合を行ったこ

とにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成27年3月12日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社竹中組	田川郡川崎町大字池尻1479	竹中 俊一	平成24年5月16日 福岡県知事許可（般-24） 第106507号

- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止  
(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除

く。）

- (2) 停止期間

平成27年3月26日から平成27年5月24日までの60日間

- 4 処分の原因となった事実

株式会社竹中組の元従業員は、田川郡川崎町発注の「平成23年度農山漁村活性化事業上・下原地区簡易給水施設配水設備付帯工事」、「平成24年度農村総合整備事業八幡井堰水路橋改修本体工事」、「平成25年度岩鼻田川線道路災害復旧工事」及び「平成25年度過疎対策事業上真崎当時迫線整備工事（2工区）」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金60万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年4月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成27年3月12日
- 2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社滝建設	田川郡川崎町大字川崎340	滝本 勝	平成22年3月24日 福岡県知事許可（般-21） 第82107号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法

人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成27年3月26日から平成28年3月25日までの1年間

4 処分の原因となった事実

有限会社滝建設の代表取締役は、田川郡川崎町発注の「平成24年度農村総合整備事業八幡井堰水路橋改修本体工事」及び「平成25年度岩鼻田川線道路災害復旧工事」の指名競争入札において、他の入札参加者らと共に謀の上、談合を行ったことにより、平成26年10月1日に田川簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成19年3月福岡県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成27年5月1日から施行する。

平成27年4月21日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

表中

第2次試験の順位、総合得点、試験種目別得点及び身体検査の可否

を

第2次試験の順位、総合得点及び試験種目別得点

に改める。

雑報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成27年4月21日

一般社団法人全国保育士養成協議会  
会長 山崎美貴子

1 試験日

筆記試験 平成27年8月8日（土）・9日（日）

実技試験 平成27年10月18日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間及び提出方法

(1) 受験申請書の入手方法

受験申請書は「保育士試験受験の手引き」に同封されています。

同手引きについては、インターネットまたは郵送にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先の住所、電話番号、インターネットのURLについては、10お問い合わせ先をご覧ください。）

(2) 受付期間

平成27年4月1日（水）から平成27年5月7日（木） ※5月7日（木）消印まで有効

(3) 提出方法

●「保育士試験受験の手引き」に同封の専門封筒（ピンク色）を使用し提出してください。（1つの専門封筒で受験申請できるのは1人分とします。）

●期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

●必ず郵便局の窓口から簡易書留にて郵送してください。普通郵便等で発送しないでください。

●提出された受験申請書等は、返却できません。

- 受験申請書提出後の内容変更は一切受け付けられません。

### 3 試験会場

筆記試験 九州共立大学 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8  
 実技試験 学校法人 福岡女学院 福岡市南区日佐3-42-1

- 試験会場への交通アクセスは、『受験票』に掲載します。
- 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っていません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。
- 筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。
- 交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は『受験票』にて確認をし、余裕をもって来場してください。
- 受験申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。
- 試験会場は会場の都合や受験者数の増加により、変更・追加になる場合があります。

### 4 試験の概要

#### (1) 試験日と試験科目

##### 筆記試験

試験日	試験科目	入室時間	試験時間
8月8日(土)	保育原理	9:20	9:30~10:30
	教育原理	10:50	11:00~11:30
	社会的養護	11:50	12:00~12:30
	児童家庭福祉	13:20	13:30~14:30
	社会福祉	14:50	15:00~16:00
8月9日(日)	保育の心理学	9:20	9:30~10:30
	子どもの保健	10:50	11:00~12:00
	子どもの食と栄養	12:50	13:00~14:00
	保育実習理論	14:20	14:30~15:30

実技試験 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

10月18日(日)	音楽表現に関する技術・造形表現に関する技術・言語表現に関する技術 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に上記の中から必ず2分野を選択してください。)
-----------	---

#### (2) 配点及び合格基準

- 筆記試験は各科目において、満点の6割以上を点数した者を合格とします。
- 実技試験は同年に両分野とも満点の6割以上を点数した者を合格とします。
- 『教育原理』および『社会的養護』は、両科目とも同年に満点の6割以上を点数した者を合格とします。
- 筆記試験は、マークシート方式にて行います。
- 筆記試験における法令等については、平成27年4月1日以前に施行されたものに基づいて出題します。

#### 筆記試験

試験科目	満点
保育原理	100
教育原理	50
社会的養護	50
児童家庭福祉	100
社会福祉	100
保育の心理学	100
子どもの保健	100
子どもの食と栄養	100
保育実習理論	100

#### 実技試験

試験分野	満点
音楽表現に関する技術	50
造形表現に関する技術	50
言語表現に関する技術	50

## (3) 筆記試験について

## ① 当日の持ち物（試験中机の上に置くもの）

・受験票

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

・HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル

※鉛筆またはシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。

※携帯用鉛筆削りを会場内へ持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了承を得てから使用してください

・消しゴム

・腕時計（アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可）

机の上に、筆箱・携帯電話等を置くことを禁止します。（時計としての使用も禁止）

音（アラーム等）を発するものの試験教室への持ち込み・使用は禁止します。

携帯電話を試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

## ② 試験会場への入場開始は、午前8時30分からとします。

※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

## ③ 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。

## ④ 試験中の途中入室・途中退室について

途中入室：試験開始後20分までは入室を認めます。

途中退室：試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。

※『教育原理』・『社会的養護』は、途中入室・途中退室は認めません。

## ⑤ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装で来場してください。

## (4) 実技試験について

## ① 受験票は必ず持参してください。

※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください

## ② 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

## ③ 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻の30分前からとします。

※1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

※2 会場により入場時間が異なる場合があります。

## ④ 各自の実技試験開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

## ⑤ 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

## ⑥ 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

## 音楽表現に関する技術

『幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いする』

課題曲

ア.「海」（作詞 林柳波・作曲 井上武士）

イ.「ちびっか・ぶーン」（作詞 井上隆夫・作曲 福田和禾子）

●ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。（楽譜の持ち込み可）

●ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、「保育士試験受験の手引き」に掲載されている添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものを用いる。

●ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、「保育士試験受験の手引き」に掲載されている添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

●いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調してもよい。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

## 造形表現に関する技術

『保育の一場面を絵画で表現する』

- 表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示します。
- 当日示される問題文で設定された一場面を、条件を満たして表現しなさい。

注意1：当日の持ち物（試験中机上に置けるもの）

- ・鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）
- ・色鉛筆（12～24色程度）

※水溶性色鉛筆の使用も可としますが、水分を塗布することは禁止します。

また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。

- ・消しゴム
- ・腕時計（アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可）

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

※受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意2：試験時間は45分です。

注意3：解答用紙の大きさはA4判とします。絵を描く欄の大きさは縦横19cmで、紙の種類は試験の当日に掲示します。

#### 言語表現に関する技術

『3歳児クラスの子どもに「3分間のお話」をすることを想定し、下記のア～エのお話のうち一つを選択し、子どもが集中して聴けるようなお話を行う。』

課題

- ア.『うさぎとかめ』
- イ.『おむすびころりん』
- ウ.『3びきのこぶた』
- エ.『にんじん、ごぼう、だいこん』

- 子どもは20人程度が自分の前にいることを想定する。

- お話の編集、展開に関して特にきまりはありませんが、3分になるようにまとめてください。

注意1：題名は開始合図のあと、一番最初に子どもに向けて言ってください。

注意2：絵本・道具（台本・人形）等の一切の使用は禁止です。絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

注意3：3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

注意4：子どもに見立てた椅子等を前方に用意します。

#### 5 受験申請手続

- (1) 受験手数料及び支払方法について

受験手数料

12,905円（内訳:受験手数料12,700円+受験の手引き郵送料205円）

※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

【手数料】2,605円（内訳：受験手数料2,400円+受験の手引き郵送料205円）

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて所定の金額を払い込み、振替払込受付証明書を切り離し受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

- 振込手数料は、受験申請者の負担となります。

- ATMでの払い込みはしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替・収入印紙では受け付けできません。（データ管理の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。）

- 受験申請書提出後の受験手数料返金はできません。

- 収納印(受付局日付)が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。

- 振替払込請求書兼受領証と書留・特定記録郵便物等受領証（簡易書留にて送る

際に窓口で記入し、控えを渡されます。)は、筆記試験受験票(もしくは筆記試験結果通知書、または合格通知書)が届くまで大切に保管してください。受験申請書の未着や払い込みの確認の際に必要です。

(2) 受験資格及び必要書類一覧

① 初めて受験する方(平成25年及び平成26年に合格科目がない方も含む)

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

改姓・改名された方:必要書類に旧姓(旧名)が記載されている方(現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要)は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

(戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。)

区分	区分No.	受験資格	必要書類(全て原本)
学 校 教 育 法 に よ る	A-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	A-2	大学院在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(修了証書等不可)
	B-1	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者(大学卒業が見込まれる者・中退者も含む)	「保育士試験受験の手引き」に同封の「在学期間・単位修得証明書」 注1:見込み受験の方は、下記※注1参照 注2:在学期間・単位修得証明書が提出できない場合は※注2参照
	B-2	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者	
	B-3	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者	
	B-4	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者	
			編入学した者
C-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)	

短期大学※注3 (学科不問、別科不可)	C-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※注1参照)
	C-3	短期大学専攻科在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(卒業証書等不可)
専修(専門)学校 各種学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-1	専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(ア)参照)	「保育士試験受験の手引き」に同封の「専修学校/各種学校卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)」 注1:学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注2:見込み受験の方は、下記※注1参照
	D-2	専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(イ)参照)	
	D-3	平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(ウ)参照)	
高等専門学校	E-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	E-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※注1参照)
高等学校専攻科 (修業年限2年以上)	F-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	F-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※注1参照)
中等教育学校 後期課程専攻科 (修業年限2年以上)	G-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	G-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※注1参照)
特別支援学校 専攻科 (修業年限2年以上)	H-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	H-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※注1参照)
高等学校卒業	J-1	平成3年3月31日以前に卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	J-2	平成8年3月31日以前に保育科を卒業した者	

高等学校卒業 + 勤務経験※注4	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後、(保育科は平成8年4月1日以降)児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑦参照)	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)と、「保育士試験受験の手引き」に同封の「児童福祉施設勤務証明書」
勤務経験※注4	L-1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑧参照)	「保育士試験受験の手引き」に同封の「児童福祉施設勤務証明書」
放課後児童クラブ勤務者 (学童保育)	M-1	※注5	都道府県知事発行の保育士試験受験資格認定証のコピー 都道府県に認定申請をされていない方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターに連絡してください。
認可外保育施設勤務者	M-2	※注6	
大学校、短期大学校 (非学校教育法)	M-3	卒業した者	
その他		外国の大学、短期大学等を卒業(中退)した者	受験申請前に必ず保育士試験事務センターに連絡してください。
上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターへお問い合わせください。			

※注1 見込み受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格(一部科目合格)は無効となります。

※注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の「在学期間・単位修得証明書」が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得(見込)を証明する書類(成績証明書等)」と「在学証明書(在学期間がわかるもの)」を提出してください。

※注意: 62単位以上修得見込みで、単位修得証明書や成績証明書を提出される場合は、現在履修中の単位も含め、62単位以上修得見込み(履修登録されていること)が確認できる証明書を提出してください。

※注3 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

※注4 認定こども園での勤務経験がある方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

※注5 勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当し、9受験資格詳細(3)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当するかについては、事業を実施している各自治体(市区町村)にお問い合わせください。該当する場合は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。

●放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)

※注6 勤務先が9受験資格詳細(3)の①-(七)の条件に該当し、9受験資格詳細(3)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。

勤務先が9受験資格詳細(3)の①-(七)に該当するかについては、勤務先施設または施設所在の都道府県の保育主管課にお問い合わせください。

注意: 都道府県知事への受験資格認定手続きに使用する「受験資格認定申請書」、「認可外保育施設勤務証明書」を提出しても受験できません。ご不明な点は保育士試験事務センターまでお電話にてお問い合わせください。

② 平成25年・平成26年に一科目以上合格された方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許をお持ちの方は③も併せて参照してください。

免除対象者	必要書類(原本不可)	免除内容
平成25年一部科目合格者	①平成25年一部科目合格通知書のコピー	・平成25年に合格した科目

平成26年一部科目合格者	②平成26年一部科目合格通知書のコピー	・平成26年に合格した科目
平成25年及び平成26年一部科目合格者	以下①、②両年の通知書が必要 ①平成25年一部科目合格通知書のコピー ②平成26年一部科目合格通知書のコピー	・平成25年及び平成26年に合格した科目

※上記一部科目合格通知書のコピーを提出した方は、「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。

※免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格または欠席した場合でも、平成25年・平成26年に合格した科目の免除が有効であることには変わりありません。

※受験申請書への記入及び必要書類の添付がない場合は、合格科目があっても免除できない場合があります。

**平成23年または平成24年の筆記試験にて合格科目がある方**

保育所・幼稚園等の対象施設において対象期間内に一定の勤務期間及び勤務時間、児童の保護に従事した場合、平成23年または平成24年の合格科目を免除することができます。

詳しくは「保育士試験受験の手引き」に同封の別紙「筆記試験合格科目における合格科目免除期間延長制度についてのお知らせ」をご確認ください。

**③ 幼稚園教諭免許をお持ちの方**

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許所有者（臨時免許を除く）は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除となります。（免許の区分〈1種、2種、専修〉による免除科目の違いはありません。）

上記以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設（※注1）において科目履修等により筆記試験に対応する教科目を修得した場合、免除申請することにより、筆記試験科目が免除されます。

修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかどうかは、卒業した（教科目を修得した）学校（養成施設）に確認してください。

また、幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得特例（特例制度）により、特例対象施設（幼稚園等）において「3年以上かつ4,320時間以上」の「実務経験」を有する方は「保育実習理論」が免除され、指定保育士養成施設における「学び」を行うこと（特例教科目の修得）により該当の試験科目が免除されます。詳しくは「保育士試験受験の手引き」の「IV特例制度について」を確認してください。

改姓・改名された方：必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。  
（戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

	免除対象者	必要書類	免除内容
A	幼稚園教諭免許所有者	以下の①、②両方の書類が必要 ※特例制度対象者は、併せて下記「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類」が必要 ①「幼稚園教諭免許状（※注2）のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止 + ②次のいずれかに該当する必要書類 ●初受験者→「卒業証明書等の原本」 ●一部科目合格者→「一部科目合格通知書のコピー」	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
		以下の①、②、③すべての書類が必要 ※特例制度対象者は、併せて下記「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類」が必要	

B	幼稚園教諭免許所有者 + 指定保育士養成施設（※注1）での科目履修等により科目を修得した者	①「幼稚園教諭免許状（※注2）のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止 + ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の原本」 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 + ③次のいずれかに該当する必要書類 ●初受験者→「卒業証明書等の原本」 ●一部科目合格者→「一部科目合格通知書のコピー」	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験 + ・幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書に記載された試験免除科目（※注3）
---	---	--	--

※注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）卒業した学校が指定保育士養成施設かどうかは卒業した学校、または施設に確認してください。

※注2 教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書でも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※注3 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。

（幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類）

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

特例対象者	必要書類	免除内容
特例対象施設にて3年以上かつ4,320時間（※注1）勤務をした者	以下①、②すべての書類が必要 ①上記表の「A」か「B」、いずれかに該当する必要書類 + ②特例対象施設が発行した「実務証明書の原本」 ※下記特例対象施設一覧の(7)で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書（※注2）の原本」も併せて必要。	・上記表の「A」か「B」の免除科目 + ・保育実習理論

特例対象施設にて3年以上かつ4,320時間（※注1）勤務をした者 + 指定保育士養成施設で特例制度における教科目を修得した者※注3	以下①、②、③すべての書類が必要 ①上記表の「A」か「B」、いずれかに該当する必要書類 + ②特例対象施設が発行した「実務証明書の原本」 注意：「在職証明書」・「離職証明書」等では免除申請できません。 ※下記特例対象施設一覧の(7)で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書（※注2）の原本」も併せて必要。 + ③特例制度における教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）の原本」 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。	・上記表の「A」か「B」の免除科目 + ・保育実習理論 + ・幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）に記載された試験免除科目（※注4）
---	---	---

※注1 受験申請の時点で、「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験が必要です。

※注2 下記の特例対象施設一覧の(7)で勤務の場合に必要です。（特例対象施設であることを都道府県等が証明する書類です。）

※注3 特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目（告示に定める教科目）を修得していた場合、特例教科目を修得していなくても免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、教科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

※注4 証明書に記載の試験免除科目等は、提出前に必ず確認してください。

改姓・改名された方：必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。（戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

特例対象施設一覧

- (1) 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）  
学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
  - (2) 認定こども園  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園
  - (3) 保育所  
児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
  - (4) 公立の認可外保育施設  
国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く）
  - (5) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
  - (6) 幼稚園併設型認可外保育施設  
児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する施設
  - (7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設  
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設。ただし、以下の施設を除くことに注意してください。  
※当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位または時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設  
※当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部または一部の利用による施設
- 6 受験票・試験結果通知書の送付について
- (1) 筆記試験受験票  
送付期間：平成27年7月18日（土）～平成27年7月26日（日）  
・筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。  
・筆記試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、8月3日（月）までに保育士試験事務センターへ連絡してください。

- ※免除科目について、受験後に誤りの申し出があっても受け付けできません。  
・上記期日を過ぎても届かない場合は、7月27日（月）から7月31日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。
- (2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票  
送付期間：平成27年9月19日（土）～平成27年9月27日（日）
    - ①『筆記試験結果通知書』・・・受験申請者全員（幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除者は除く）
    - ②『実技試験受験票（筆記試験結果）』・・・筆記試験全科目合格者（実技試験受験対象者）  
・実技試験受験票が届いた時点で、氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、10月9日（金）までに保育士試験事務センターまで連絡してください。  
・上記期日を過ぎても届かない場合は、9月28日（月）から10月2日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。
  - (3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書  
送付期間：平成27年11月28日（土）～平成27年12月6日（日）
    - ①『合格通知書』・・・保育士試験に合格した方（※注1）
    - ②『一部科目合格通知書』・・・筆記試験で1科目以上合格した方
    - ③『実技試験結果通知書』・・・筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方  
※注1 幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成27年7月18日（土）～平成27年7月26日（日）の期間に送付します。  
期日を過ぎても届かない場合は、7月27日（月）から7月31日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。  
・筆記試験にて合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方へは、①～③の通知書は送付しません。  
（9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。）  
・合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。

・上記期日を過ぎても届かない場合は、12月7日（月）から12月24日（木）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

●筆記試験・実技試験の内容、可否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

●受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは、受験申請者本人からのみとします。

#### 7 受験（筆記・実技）の際の注意事項について

- ① 試験会場への入場は受験者本人に限ります。同伴者（お子様・ご家族等）の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はご遠慮ください。
- ② 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。
- ③ 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。
- ④ 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。
- ⑤ 交通障害等による延着も遅刻になります。各会場への交通手段、所要時間等は『受験票』にて確認し、余裕を持って来場してください。
- ⑥ 当日の昼食は、各自持参してください。
- ⑦ 受験中、携帯電話等の機器の電源はすべて切ってください。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。
- ⑧ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の筆記試験科目・実技試験分野すべてにおいて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）
- ⑨ ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
- ⑩ 会場では係員の指示に従ってください。
- ⑪ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

※受験に際して補助等個別対応の必要な方（怪我、妊娠中等）は、受験申請前に保

育士試験事務センターまで連絡してください。（障害をお持ちで受験上の配慮を希望される方は、受験申請のほかに、配慮に関する申請も必要です。）

試験日直前などの申し出には、対応できませんので注意してください。

#### 8 保育士の登録について

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

登録についてのお問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03-3262-1080 URL <http://www.hoikushi.jp>

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

#### 9 受験資格詳細

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
- ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ③ 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ④ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）または特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- ⑤ 専修学校（専門学校）と各種学校について
  - (ア) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）または134条の1による各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者

- (イ) (ア)に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- (ウ) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者
- ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- ⑦ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
- ⑧ 児童福祉施設において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者
- (2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。
- ① 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (3) 次の①～③に該当する者は、受験を希望する都道府県知事の認定を受け受験ができます。
- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる（ア）～（セ）の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者
- (ア) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園）

- (イ) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
- (ウ) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
- (エ) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
- (オ) 居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
- (カ) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
- (キ) 放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
- (ク) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
- (ケ) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
- (コ) 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
- (サ) 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く））
- (シ) 一時保護施設（児童福祉法第12条の4に規定する一時保護施設）
- (ス) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
- a：障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設）
- b：指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る））
- (セ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項もしくは同法第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受け

ていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

- a：児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
- b：aに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- c：児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- d：国、都道府県または市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

② 上記①に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

③ 上記(1)の①～⑥に準ずる者

10 お問い合わせ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

U R L：http://www.hoyokyo.or.jp/exam/

ファックス：03-3590-5593

電話：03-3590-5561

Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp